

匝瑳市液状化等被害住宅再建支援事業のご案内

このたびの東日本大震災により被災されました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

生活の拠点である住宅や、その住宅の地盤に被害を受けた方々が、早期に安心して安全な生活を回復できるよう、千葉県と匝瑳市が連携して、住宅再建のための支援金を交付します。本支援金を生活の安定のための一助としていただければ幸いです。

1 対象となる世帯

平成23年東北地方太平洋沖地震が発生した際に、匝瑳市内の一戸建住宅に居住していた世帯で、《表1》に該当する世帯です。

2 支援金の金額

対象世帯が行った住宅の解体や地盤の修復等の工事費用に対して支援金を交付します。対象となる工事費用及び一世帯あたりの支援金の上限額については、《表1》のとおりです。

《表1》

| 対象世帯 | 対象経費 | 支援金の上限額 |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| ①液状化等の住宅地盤被害により「半壊に至らない（一部損壊）」被害を受けた住宅を解体した世帯 | 住宅の解体に係る工事費に対して支援金を交付します。 ※住宅の全てを解体した場合が対象です。 柱や基礎等、住宅の一部を残して住宅を建設する場合の工事費は含みません。 | 100万円 (1人世帯の場合75万円) |
| ②液状化等の地盤被害により「半壊」又は「半壊に至らない（一部損壊）」被害を受けた住宅の地盤を復旧した世帯 (地盤の復旧には、住宅の基礎の修復を含む) | 次の地盤復旧工事費に対して支援金を交付します。 ・住宅地盤への杭打ち ・住宅地盤への薬液流入 ・住宅地盤への盛り土 ・住宅の土台のかさ上げ ・住宅の増し基礎 ・住宅の基礎の新設 ※住宅の地盤でない庭や車庫の地盤等のみを復旧する場合は含みません。 | 100万円 (1人世帯の場合75万円) |
| ③「半壊」被害を受けた住宅を補修した世帯 | 被災した住宅の屋根、壁、床、柱、基礎、建具、附帯設備の修理に係る工事費に対して支援金を交付します。 ※外扉や門扉等は含みません。 | 25万円 |

〔注意事項〕

- ※1 「半壊」や「半壊に至らない（一部損壊）」の判定は、総務課が発行する「り災証明書」に基づくものです。
- ※2 同一の住宅内で世帯分離している場合は、同一世帯として取り扱います。
- ※3 《表1》の①～③の支援金を重複して受けることはできません。また、支援金の交付は1回限りです。工事費が上限額に満たないからといって、複数回に分けて支援金の交付を受けることはできません。
- ※4 被災した住宅に居住していなかった場合であっても、被災住宅の所有者の親族や建築主、本拠以外に被災住宅を所有する方で、その被災住宅を解体した場合は、本支援の対象となる可能性があります。詳細は匝瑳市役所福祉課までお問い合わせください。

※5 「全壊」や「大規模半壊」、「半壊でやむをえない事由により住宅を解体した」等の世帯については、国の被災者生活再建支援制度の対象となるため、この支援金の交付を受けることはできません。ただし、国支援金を受給した賃借人等が転居したため空き家となっている住宅を解体する場合等は、例外として本支援の対象となります。

3 申請手続き

(1) 申請手順

- ①総務課でり災の程度（全壊、半壊、一部損壊、液状化等の地盤被害による被害か否か等）を確認してください。
- ②り災程度を確認の結果、《表1》の対象世帯に該当する場合は、福祉課窓口で支援金の申請書をお受け取り下さい。申請書を配布する際に、工事内容が支援金の対象に該当するかどうか簡単な聞き取りをします。
- ③申請書に《表2》のとおり必要書類を添付し、福祉課に提出してください。
- ④福祉課において申請書の審査等を行った後、指定された金融機関の口座に支援金を振り込みます。

《表2》必要書類

| 必要な書類 | 備 考 |
|---------------------|----------------------------------------------------|
| ①申請書 | 福祉課窓口で配布します。 |
| ②り災証明書 | 総務課が発行します。 地盤被害を受けている場合は、その旨の記載が必要です。 |
| ③住民票 又は 外国人登録証明書 | 市民課が発行します。 |
| ④工事に係る契約書等の写し | 契約書がない場合、工事内容の内訳が明記された請求書と領収書の写しをご用意ください。見積書は不可です。 |
| ⑤預金通帳の写し | 支援金の振込先を確認できるもの。 |
| ⑥解体証明書 | 住宅解体世帯のみ添付が必要です。福祉課が発行します。 |
| ⑦その他 | その他、匝瑳市が必要と認める書類の添付を求める場合があります。 |

(2) 申請期限

平成29年4月10日まで

※原則として平成28年度内までに行う解体・修復等の工事を対象としています。申請期限までに、工事が完了しない場合は福祉課までご相談ください。

【問い合わせ】

液状化等被害住宅再建事業に関すること

- ◎ 匝瑳市役所 福祉課（社会福祉班）
（電話）0479-73-0096

り災証明書の発行に関すること

- ◎ 匝瑳市役所 総務課（消防防災班）
（電話）0479-73-0084